

児童クラブで使用するインターネット回線（W i - F i）の提供（その2）に係る仕様書

1 概要

(1) 概要

余裕教室に設置した児童クラブにおいて、利用児童がタブレット端末で学習する際に使用するインターネット回線（W i - F i）を提供するもの

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

準備期間 契約締結の日から令和6年6月30日まで

履行期間 令和6年7月1日から令和8年3月31日まで（21月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約）

(3) 設置場所

51クラブ（別紙1参照）

(4) 設置台数

W i - F i ルーター	51台
通信回線	51式

2 仕様

各児童クラブにW i - F i ルーターを設置し、全ての利用児童がタブレット端末で学習できる環境を整備する。

(1) W i - F i ルーターの仕様

仕様項目	仕様内訳
通信規格	モバイル通信規格5G及び4G（LTE）に対応していること。
通信速度	ベストエフォート型で次に示す最大受送信速度以上であること。 ・5G：最大受信速度4.2Gbps, 最大送信速度218Mbps ・4G（LTE）：最大受信速度1.7Gbps, 最大送信速度130Mbps
無線LAN	2.4GHz/5GHzに対応し、以下の規格が利用できること。 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax
状態	新品であること。
暗号化方式	WPA3/WPA2に対応していること。
最大接続台数	・60台以上の同時接続に対応すること。 ・接続する同型の端末60台以上を同時に接続し、一斉ログイン、一斉動画視聴などが正常にできることを確認していること。
保守	・履行期間中に発生した端末の不具合、故障、紛失及び盗難に対して、追加費用なしで交換を行うことができること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・無償交換の回数は、制限なしで何度でも交換可能であること。 ・履行期間中において、製品のサポート終了等により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び設定を実施すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国内メーカー製、同一メーカー及び同型番であること。 ・導入するクラブすべてで安定した利用ができること。 ・最低限動作に必要な AC アダプタ等がある場合はそれらを含めること。 ・QR コード接続に対応していること。 ・1年以上の製品保証があること。 ・指定する端末名を記載したラベルを貼付すること。 ・契約終了後に受注者の負担で端末を回収すること。

(2) 通信回線等の仕様

仕様項目	仕様内訳
プロバイダ	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットサービスプロバイダ機能を含むこと。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・通信容量は無制限とすること。 ・月額利用料は、通信の時間及び容量に関わらず定額であること。 ・ベストエフォート型で最大受信速度 4.2 Gbps, 最大送信速度 2.18 Mbps 以上の通信に対応していること。
利用エリア及び規格	<ul style="list-style-type: none"> ・5G及び4G（LTE）の両方が利用可能であること。 ・無線局を自ら開設、運用している者により提供される回線であること。 ・設定場所周辺における安定した通信の提供可否について、事前に調査を実施すること。また、別紙2で指定する拠点については、入札前に現地にて導入予定の機器を用いて実効速度調査を行い、指定された基準速度（40Mbps）を上回ることを確認すること。 ・必要な場合は機器の納入期限までに通信環境改善に関わる対策を実施すること。また、対策に関わる機器の設置などの作業はすべて受注者にて実施すること。
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・SSID及び暗号キーについては、こども政策課と協議の上、決定すること。 ・追加で接続したい端末が発生したときは追加可能とすること。
保守	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時は、発注者と連携し調整を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。 ・端末や通信の不具合等について、クラブ職員が直接問い合わせることができる電話窓口を提供すること。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落札決定後直ちに業務スケジュールを作成し、こども政策課と協議すること。 ・受注者は機器一式をクラブに配送し、クラブ職員が機器の設置及び設定作業を行うこととするが、全てのクラブが作業を完了するまで、受注者は責任を持って問い合わせ等に対応すること。 ・設定完了後、クラブごとの設定一覧（クラブ名、コンピューター名、SSID、暗号キー等）を記載した一覧表を提出すること。 ・クラブ移転等により機器の移設等が必要な場合は、別途協議の上対応すること。 ・履行期間前に接続を開始した場合の準備期間における月額利用料は、受注者の負担とすること。
------------	--

3 再委託の申し立て

受注者は、この契約で履行しなければならない業務の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ書類を提出し、事前に発注者の承諾を得なければならない。

4 提出資料

(1) 契約締結後に提出する資料

- ・導入作業計画書

(2) 導入作業終了後に提出する書類

- ・設定内容一覧
- ・機器等マニュアル

5 入札

(1) 利用期間を21月として1月あたりの金額を算定し、その見積もった1か月分の利用料金を、入札価格とすること。ただし、入札書に記載する入札価格には、消費税額及び地方消費税は含めないこと。

(2) 利用料金には、インターネット回線利用料、導入に係る経費、公租公課などの必要な経費を全て見込むこと。

(3) 入札日時

令和6年5月27日（月） 午前11時

(4) 入札場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階302会議室

6 その他

本仕様書に定める事項や、定めがない事項については、発注者と受注者で協議を行い決定すること。

設置場所（児童クラブ一覧）

No	クラブ名	所在地	No	クラブ名	所在地
1	牟礼岡	牟礼岡一丁目3-2	27	鴨池第二	真砂本町59-28
2	花尾	花尾町170	28	鴨池第三	真砂本町59-28
3	坂元	玉里団地三丁目45-1	29	南	東郡元町13-22
4	坂元第二	玉里団地三丁目45-1	30	南第三	東郡元町13-22
5	坂元第三	玉里団地三丁目45-1	31	伊敷	伊敷五丁目19-1
6	坂元台	西坂元町58-2	32	伊敷第二	伊敷五丁目19-1
7	坂元台第二	西坂元町58-2	33	花野第二	花野光ヶ丘一丁目1-1
8	坂元台第三	西坂元町58-2	34	西伊敷第二	西伊敷四丁目12-1
9	清水	清水町8-15	35	西伊敷第三	西伊敷四丁目12-1
10	清水第三	清水町8-15	36	伊敷台第二	伊敷台四丁目20-1
11	大龍	大竜町11-44	37	伊敷台第三	伊敷台四丁目20-1
12	大龍第二	大竜町11-44	38	玉江第五	下伊敷一丁目35-1
13	城南第二	城南町1-1	39	小山田	小山田町9398
14	明和	明和二丁目1-1	40	東桜島	東桜島町17
15	明和第二	明和二丁目1-1	41	桜洲	桜島小池町55
16	武岡	武岡二丁目30-1	42	桜峰	桜島松浦町355
17	武岡第二	武岡二丁目30-1	43	和田第二	和田二丁目2-10
18	武岡第三	武岡二丁目30-1	44	桜丘西第三	桜ヶ丘二丁目35
19	武岡第四	武岡二丁目30-1	45	星峯東第二	星ヶ峯一丁目17-1
20	武岡台	武岡六丁目1-1	46	宮川第二	皇徳寺台四丁目26-1
21	武岡台第二	武岡六丁目1-1	47	皇徳寺	皇徳寺台二丁目50-1
22	西陵第三	西陵一丁目11-1	48	皇徳寺第二	皇徳寺台二丁目50-1
23	中洲	上之園町28-1	49	瀬々串	喜入瀬々串町3103-2
24	荒田	荒田一丁目30-27	50	喜入第二	喜入町6993
25	八幡	下荒田三丁目25-1	51	生見	喜入生見町1365
26	紫原第三	紫原二丁目36-50			

実効速度調査場所

No	クラブ名	所在地
1	花尾	花尾町170
2	西陵第三	西陵一丁目11-1
3	生見	喜入生見町1365